平成２６年（フ）第９９号
和歌山市谷町32番地　ハイツ太田212Ｃ号
債務者　新出　明生
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
山形県飽海郡遊佐町杉沢字奥屋86番地
債務者　小野寺　満
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３４８号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅白棟201号
債務者　田中　喜資
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
山形県酒田市日の出町２―14―17　叶方、前住所宮城県黒川郡富谷町とちの木２丁目19番16号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４２号
群馬県安中市安中3884番地12
債務者　田中　政三
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７１号
群馬県高崎市緑町４丁目７番地４　ＭＳグラティア411号
債務者　篠崎　　貴
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５１号
埼玉県草加市中央２丁目８番８―711号
債務者　鈴木　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
埼玉県所沢市大字下新井1278番地の15
債務者　水野　喜芳
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９号
千葉県銚子市新生町１丁目50番地の22
債務者　積田　　操
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４９２号
静岡県沼津市青野14番地の２　有料老人ホームちょうどえ～305、前住所静岡県沼津市新宿町２番地の15　サンコーポ新宿201号
債務者　深澤万壽男
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
静岡県三島市柳郷地109番地の１　第１カーサ竹倉Ｄ―201
債務者　三浦　浩俊
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
静岡県伊東市松原本町14番17号　ニュースカイビル202号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
静岡県伊東市宇佐美542番地の１　アティックハウス101号
債務者　山本真澄美
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
盛岡市西見前14地割28番地１
債務者　広田　麻衣
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９３号
盛岡市津志田中央３丁目27番15―301号
債務者　菊池　勇太
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５７号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目27番18号、前住所埼玉県桶川市鴨川１丁目５番19号　セントラルヴィレッジＥ―101号
債務者　柴田　裕也
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９３号
神奈川県厚木市下依知1299番地　ＧＲＡＣＩＡⅡ―103
債務者　島田栄太郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部